

## 大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状について

### 「ごみ屋敷」件数推移

調査時点	ア. 条例対象	イ. 条例対象外	ア+イ 合計
平成 25 年 3 月末時点	-	-	77
平成 26 年 8 月末時点	32	63	95

ア. 条例対象 : 条例において「不良な状態」とされる状態

( 条例第 2 条 「不良な状態」とは、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態 )

イ. 条例対象外 : 条例における「不良な状態」ではないが、状況改善に向けた取り組みが必要な状態

ただし、平成 25 年 3 月調べについては条例施行前のものであり、区に寄せられた苦情等を元に集計しているため、居住物件でないもの(店舗・空き家等)も含まれている。

## 「ごみ屋敷」区実態調査 集計結果

### 調査について

- 1 調査時点 平成 26 年 8 月末現在
- 2 調査対象 大阪市内の各区役所で把握しているいわゆる「ごみ屋敷」
- 3 回答数 95 件 (17/24 区)

### 集計結果

( )内は平成 25 年 3 月末調査時点の件数

#### 1 認知方法

平成 26 年 8 月末現在で各区役所が把握している「ごみ屋敷」は 95 件あり、「ごみ屋敷」を認知していない区は 7 区で、残る 17 区は認知していた。  
なお、認知にかかる内訳はつぎのとおりであり、「ごみ屋敷」の住人自らが助けを求めて相談するというよりも、状況を見かねた関係者からの報告・相談により発覚するというケースが圧倒的に多いという傾向が見られる。

#### 回答 115 件 (複数回答あり)

イ. 近隣住民 (個人も含む) からの相談	26 件 (15 件)
カ. 関係機関からの報告 (区社協、地域包括支援センターなど)	24 件 (33 件)
オ. 職員が業務上、又は業務に付随して訪問したことにより発見	23 件 (23 件)
エ. 町会・自治会からの相談	22 件 (6 件)
ア. 本人・家族からの相談	8 件 (13 件)
ウ. 民生委員からの相談	2 件 (2 件)
キ. その他	10 件 (15 件)
・ ケアマネージャー・匿名の通報・集合住宅の管理人	
・ 近隣住民の利用している介護事業者 など	

## 2 原因者

### 年代

年代は「70 歳代～」が最も多く、全体に占める割合は 37%となっている。次いで「60 歳代」25%、「40 歳代」11%、「50 歳代」8%となっており、全体の約 8 割が 40 歳代以上の中・高年層である。

#### 回答 95 件

オ．70 歳代 ~	35 件 (32 件)
エ．60 歳代	24 件 (17 件)
イ．40 歳代	10 件 (8 件)
ウ．50 歳代	8 件 (10 件)
ア．~30 歳代	3 件 (2 件)
カ．不明	15 件 (8 件)

### 住まいの状況

住まいの状況は、「一戸建て」が最も多く、全体に占める割合は 47%となっている。集合住宅が 25%、公営住宅が 8%、その他（長屋、店舗、ビル等）が 20%と、様々な住まいの状況で課題が発生しているといえる。

#### 回答 95 件

ア．一戸建て	45 件 (20 件)
イ．集合住宅（アパート・マンション）	24 件 (38 件)
ウ．公営住宅	7 件 (6 件)
エ．その他	19 件 (13 件)
・オフィスビルの 1 室に居住	
・長屋	
・1 階が店舗の 3 階建てビル	

### 同居人の有無

同居人の有無は、「いない」が55%を占めており「いる」は27%であることから、同居者のいない単身世帯の方が「ごみ屋敷」を形成する割合が多い。年代について、60歳代以上が約6割を占めていることを勘案すると、「ひとり暮らしの高齢者」の姿が浮かび上がってくる。

#### 回答 95 件

イ．いない	52 件 (60 件)
ア．いる	26 件 (16 件)
ウ．不明	17 件 (1 件)

### 近隣との関わり

近隣者の関わりは「ない」が36%、「ある」が19%となっており、地域で孤立化している状況が分かる。

#### 回答 95 件

イ．ない	34 件 (37 件)
ア．ある	18 件 (11 件)
ウ．不明	43 件 (29 件)

### 生活保護の受給

生活保護を「受給している」が全体の割合の34%を占めている。

#### 回答 95 件

イ．受給していない	39 件 (37 件)
ア．受給している	32 件 (29 件)
ウ．不明	24 件 (11 件)

### 障がいの有無

障がいの有無は、手帳等の認定から判断したところ「精神障がい」が全体の10%、「身体障がい」が6%となっている。堆積者への支援を考えるにあたっては、障がい者施策の活用も視野に入れて検討する必要がある。

#### 回答 95 件

カ．なし	44 件 (23 件)
ウ．精神障がい	9 件 (18 件)
ア．身体障がい	6 件 (6 件)
イ．知的障がい	2 件 (2 件)
オ．その他	1 件 (3 件)
エ．発達障がい	0 件 (1 件)
キ．不明	33 件 (26 件)

### 認知症の有無

認知症が確認される件数としては6件となっており、「ごみ屋敷」の原因者は認知症高齢者だけでなく、他様々な要因が考えられる。

#### 回答 95 件

イ．なし	40 件 (27 件)
ア．あり	6 件 (8 件)
ウ．不明	49 件 (42 件)

### 居住者（堆積者）の意識

堆積者の意識として「解決のために何とかしたいと思っている」は全体の17%、「迷惑をかけていることはわかっているが、居住者ではなにもできない」は7%となっている。一方で「迷惑をかけているとは思っていない」が31%となっている。

#### 回答 95 件

ウ．迷惑をかけているとは思っていない	29 件 (31 件)
ア．解決のためになんとかしたいと思っている	16 件 (3 件)
イ．迷惑をかけていることはわかっているが、居住者ではなにもできない	7 件 (13 件)
エ．不明	43 件 (30 件)

## 4 「ごみ屋敷」の態様について

### ごみの集積状況

ごみの集積されている状況は、「建物の中」が全体の 64%75 件と最も多く、続いて「建物外の敷地内」が 24%28 件、「道路等敷地外」が 12%14 件となっている。

#### 回答 117 件（複数回答あり）

ア．建物の中	75 件 (67 件)
イ．建物外の敷地内	28 件 (18 件)
ウ．道路等敷地外	14 件 (6 件)

### 「ごみ屋敷」が形成される原因

「ごみ屋敷」が形成される原因は「自分でごみが捨てられない」45 件、次いで「自分でごみを集めてくる」15 件となっている。一口に「ごみが捨てられない」といっても、「ごみを物理的に捨てることができない（ごみを玄関先まで持って出ることができない）」、「ごみとして処理することができない（いつか使うからと思って残している）」、「粗大ごみ等で処理費用がかかるので捨てられない」などのケースが想定されることから、原因別に対応策を検討する必要がある。また、「自分でごみを集めてくる」というケースは、いったん解決しても、また同じ状態に戻ることが想定されるため、再発防止に向けた対策も必要となると思われる。

**回答 106 件（複数回答あり）**

ア．自分でごみが捨てられない	45 件 (46 件)
エ．不明	34 件 (25 件)
イ．自分でごみを集めてくる	16 件 (14 件)
ウ．外部の人がごみを置いていく	4 件 (3 件)
オ．その他	7 件 (8 件)

- ・猫などの動物による
- ・ごみという認識がない
- ・衣類

**ごみを集めてくる場所**

項目 4- において、原因者が「自分でごみを集めてくる」場合、どこから集めてくるかということについては「ごみ置場」が 6 件と最も多い。

**回答 26 件**

エ．不明	9 件 (8 件)
ア．ごみ置場	6 件 (5 件)
イ．ごみ置場以外の屋外	4 件 (6 件)
ウ．他人の家	2 件 (1 件)
オ．その他	5 件 (3 件)

- ・購入
- ・玄関前にフリーペーパーなどの放置あり
- ・勤務先やスーパー等の廃棄物

**ごみの種類**

「ごみ屋敷」のごみの種類は粗大ごみや日用品が 49 件と最も多い。続いて「資源ごみ（ビン、缶、古紙）」48 件、生ごみなどの生活ごみが 33 件と続く。回答結果からも、ごみの種類は、単一の種類ではなく複数の種類のごみが混在していると思われる。

**回答 158 件（複数回答あり）**

ウ．粗大ごみや日用品	49 件 (30 件)
イ．資源ごみ	48 件 (50 件)
ア．生ごみなどの生活ごみ	33 件 (46 件)
エ．その他	28 件 (20 件)

- ・ペットのフンや死骸
- ・建物内部のごみの詳細は不明
- ・ビデオテープや雑誌類
- ・以前営んでいた事業の在庫等
- ・排泄物

**堆積者本人への影響**

「ごみ屋敷」が堆積者に及ぼす影響については、「ごみにより生活スペースが圧迫されている」が 47 件と最も多く、続いて「衛生状態の悪化による健康被害」が 43 件、「火災による本人の生命への危機」が 28 件と続き、「建物崩壊の恐れ」は 6 件と最も少なかった。これらのうち、「衛生状態の悪化による健康被害」、「火災による本人への生命への危険」については、堆積者だけでなく、周辺住民に対しても影響を及ぼしかねないことから、対応が求められる。

**回答 145 件（複数回答あり）**

ウ．ごみにより生活スペースが圧迫されている	47 件 (45 件)
ア．衛生状態の悪化による健康被害	43 件 (33 件)
イ．火災による本人の生命への危険	28 件 (20 件)
エ．建物崩壊の恐れ	6 件 (4 件)
オ．その他	21 件 (23 件)

- ・不明
- ・近隣から孤立している
- ・本人と接触できない

### 周辺住民・地域に対する影響

「ごみ屋敷」の周辺地域に対する影響は「通常生活に支障がある」が 32 件と最も多く、次いで「火災の発生を誘発」28 件、「景観の悪化」18 件、「通行への支障」・「防災・防犯機能の低下」が 12 件と続き、いずれも生活環境上深刻な問題を起こしていることがわかる。

#### 回答 134 件（複数回答あり）

ア．周辺住民の通常生活に支障がある	32 件 (28 件)
イ．火災の発生を誘発	28 件 (20 件)
ウ．景観の悪化	18 件 (16 件)
カ．通行への支障	12 件 (8 件)
キ．防災・防犯機能の低下	12 件 (17 件)
エ．ごみの飛散・崩落・流出	11 件 (8 件)
オ．ごみなどの不法投棄を誘発	4 件 (2 件)
ク．建物崩壊の恐れ	3 件 (3 件)
ケ．その他	14 件 (26 件)

- ・将来的に周囲への影響がでる恐れがある
- ・周辺への影響は不明
- ・影響はない

### 周辺住民に生じている「通常生活上の支障」の内容

項目 4 - のうち、「通常生活に支障がある」の具体例としては、「悪臭被害」が 19 件、「害虫被害」が 19 件、「火災発生を誘発している」が 10 件あった。その他として「排水溝のつまり」等があった。

#### 回答 50 件

ア．悪臭被害	19 件 (23 件)
イ．ネズミ・ハエ等の害虫被害	19 件 (13 件)
ウ．火災発生の危険	10 件
エ．その他	2 件 (10 件)

## 他都市の状況について

### 足立区の勧告事例（3件）

#### 1 認知方法

- 近隣住民からの相談
- 民生委員からの相談
- 町会・自治会からの相談
- 関係機関からの報告（区社協、地域包括支援センター等）

#### 2 勧告の対象者について

区分	所有者
年代	不明
住まいの状況	一戸建て
納税の状況	課税、非課税、不明
同居人の有無	あり
生活保護の受給	なし
障がいの有無	なし
認知症の有無	不明
所有者等の意識	不明
親族等の意識	不明

#### 3 認知から指導まで

生活環境適正化対策会議	5回開催
ケース診断会議	14回開催

- ・勧告書通知を行うまでに、改善依頼及び指導書の文書送付を行う。指導書発送前後にも、本人及び家族に対して電話連絡や訪問を繰り返し、改善の依頼を行う。
- ・認知から指導までの期間や、口頭による指導回数は事例により異なる。

#### 4 指導から勧告まで

- ・改善への指導は、通知だけでなく電話連絡や自宅への訪問もあわせて行う。
- ・指導から勧告までの期間は事例により異なる。

## 足立区の支援事例（2件）

### 1 認知方法

近隣住民からの相談

### 2 支援について

区分	所有者
支援の種類	区が支援（直接支援）
支援の内容	雑草の除去、樹木の剪定・伐採・処分、 廃棄物の処分、ごみの片付け

### 3 占有者について

年代	40歳代、70歳代
住まいの状況	一戸建て
納税の状況	非課税
同居人の有無	あり
同居人の納税状況	非課税
生活保護の受給	あり
資産の保有状況	不明

### 4 支援まで

生活環境適正化対策会議	2回開催
ケース診断会議	複数回開催

- ・ケース診断会議については条例施行前から行っている
- ・指導、勧告を行っている

### 5 経済的支援の基準について

- ・具体的に課税・非課税の別、所得制限等の基準は設けておらず、審議会の意見に基づき支援している

### 6 実績

- ・支援の実施

平成25年3月・平成26年2月

合計 1,014 千円

- ・協力団体への謝礼

平成25年5月・6月・9月

合計 143 千円